

会員に関する規則

一般財団法人 日本国際政治学会

会員に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人日本国際政治学会定款（以下「定款」という。）第34条に基づき、一般財団法人日本国際政治学会（以下「本会」という。）の会員について必要な事項を定めるものとする。

(会員種別)

第2条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 維持会員 本会の目的及び事業に賛同する法人又は団体
- (2) 通常会員 本会の目的及び事業に賛同する個人のうち
 - イ 一般会員 下記ロ乃至ニに該当しない者
 - ロ 学生会員 下記ハ及びニに該当しない者で、大学院1年次以上に在籍する者
 - ハ シニア会員 当該年度の4月1日現在において70歳以上の者
 - ニ 家族会員 学会誌等の送付先住所を一とし、ともに本会に加入する者

(入会手続き)

第3条 会員となろうとする者は、会員2名以上の推薦を得て、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を経なければならない。

(会費)

第4条 会員は次の会費（年額）を納入しなければならない。

- 2 本会の会費は次のとおりとする。
 - (1) 一般会員 14,000円
 - (2) 学生会員 14,000円
 - (3) シニア会員 10,000円
 - (4) 家族会員 10,000円
 - (5) 維持会員 50,000円
- 3 前項(4)の規定は、家族会員希望者より連名で申出があった時に次年度より適用し、家族会員それぞれが納入しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、第6条第1項に定める特典のうち、(1)及び(2)の享受を希望しないシニア会員の会費を免除する。

(会費の納期)

第5条 会員は会費1年分を毎年3月末日までに前納しなければならない。

(会員の特典)

第6条 会員は次の特典を享受することができる。

(1) 本会が刊行する和文及び英文の学会誌を無料で配布を受けることができる。

(2) 研究大会において報告を行い、又は学会誌に投稿することができる。

(3) 本会の行う各種の行事に参加することができる。

2 家族会員については、学会誌を届出住所宛に1冊送付する。但し、会員総会開催通知その他の会員宛通信は各家族会員宛に送付するものとする。

(退会)

第7条 会員は所定の退会届を理事長に提出することにより、いつでも退会することができる。

2 3年以上の会費滞納は、退会の意思表示とみなす。

3 第1項の場合、既納の会費は事由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(補則)

第8条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事会の決定に従って、理事長が別に定めるものとする。

(改正)

第9条 この規則は、必要と認めた場合、理事会の決議により改正することができる。

附則

この規則は、一般財団法人の移行登記の日から施行する。

この規則は、2016年4月1日から施行する(2015年3月7日理事会改定)。

この規則は、2019年4月1日から施行する(2019年3月3日理事会改定)。